

佐倉市が行う佐倉都市計画公園事業7・5・1号佐倉ふるさと広場について、令和5年3月31日土地収用法第26条第1項の規定による事業の認定の告示があったものとみなされたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

1 事業の認定の告示があったものとみなされる土地（以下「起業地」といいます。）について

佐倉市臼井田字遠部及び角来字飯野向地内

（注）この土地を表示する図面は、佐倉市役所でご覧ください。

2 土地価格の固定について

起業地の価格については、土地収用法第71条の規定に基づき、事業の認定の告示があったものとみなされる日をもって固定されることとなります。

3 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について

土地所有者は土地に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利を持っている者はこれらの権利に対する補償金を、建物等の所有者、借家人などは移転等に必要な補償金をそれぞれ受けることができます。

4 関係人について

事業の認定の告示があったものとみなされる日以後、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなりますので、損失の補償を受けられることはできません。

5 損失補償の制限について

事業認定の告示があったものとみなされる日以後に、土地の形質を変更し、工作物の新築又は増改築等をするときは、あらかじめ千葉県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

6 裁決申請の請求について

裁決申請は佐倉市が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請をすべきことを佐倉市に対し請求することができます。

7 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を佐倉市に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

ただし、既に起業者が裁決申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が裁決申請の請求をしているときは、この限りではありません。

8 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人からも早期に移転を希望されるときなどは直接千葉県収用委員会あてにすることができます。

9 パンフレットの配付について

「補償等についてのお知らせ」のパンフレットは、佐倉市役所 都市部公園緑地課において配付いたします。

10 その他

その他不明な点については、佐倉市海隣寺町97番地 佐倉市役所 都市部公園緑地課に照会ください。

電話 043(484)0940

起業者名 佐倉市